2　一方の締約国は、1に規定する当局の名称の変更を速やかに公に入手可能なものとし、他方の締約国に通報する。

3　各締約国は、1及び2に規定する自国の当局の住所を公に入手可能なものとする。

第三章　合同委員会

第三十条　合同委員会

1　両締約国は、この協定の目的を達成するため、次のことを任務とする合同委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(a)　この協定の実施及び運用について討議し、及び見直しを行うこと。

(b)　この協定の範囲内の投資に関連する事項であって投資環境の整備に関係するものについて情報を交換し、及び討議すること。

(c)　投資に関連するその他の事項であってこの協定に関係するものについて討議すること。

2　委員会は、必要に応じ、この協定の機能を強化し、又はこの協定の目的を達成するため、コンセンサス方式による決定により、両締約国に対して適当な勧告を行うことができる。

3　委員会は、両締約国の代表者から成る。委員会は、両締約国の同意が得られる場合には、両締約国の政府以外の関係団体の代表者であって、討議する問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請すること及び民間部門との共同会合を開催することができる。

4　委員会は、任務を遂行するため自己の手続規則を定める。

5　委員会は、小委員会を設置し、当該小委員会に対して特定の作業を委任することができる。

6　委員会は、いずれかの締約国の要請があった場合には、会合する。

第四章　最終規定

第三十一条　見直し

両締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、この協定の効力発生の後にアルゼンチン共和国が次のいずれかに該当する多数国間又は二国間の投資に関する国際協定を締結したときは、この協定の対応する規定を改正し、又はこの協定に関連する規定を加えることを目的として見直しを行う。

(a)　国債を除外する規定を含まない国際協定

(b)　他国の投資家の投資財産の設立、取得又は拡張に関する投資紛争を仲裁に付託することへのアルゼンチン共和国の同意について規定する国際協定

(c)　特定措置の履行要求の禁止に関する規定を含む国際協定

両締約国は、日本国による要請があった場合には、当該国際協定の効力発生の日の後に行われる当該要請の受領の日から三箇月以内に当該見直しを開始し、合理的な期間内に完了させることを目的として当該見直しを行う。

第三十二条　最終規定

1　両締約国は、この協定の効力発生のために必要とされるそれぞれの国内手続の完了を外交上の経路を通じて書面により相互に通告する。この協定は、双方の通告が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、この協定の効力発生の後十年間効力を有するものとし、その後は、2に定めるところに従って終了する時まで引き続き効力を有する。

2　いずれの一方の締約国も、外交上の経路を通じて一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、最初の十年の期間の終わりに、又はその後いつでも、この協定を終了させることができる。

3　この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であって、この協定の効力発生の前に他方の締約国の区域において当該他方の締約国の法令に従って取得されたものについても適用する。

4　この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、この協定の終了の日から更に十年間引き続き効力を有する。

5　この協定は、この協定の効力発生の前に生じた事態に起因する請求については、適用しない。

6　附属書は、この協定の不可分の一部を成す。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十八年十二月一日にブエノスアイレスで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
福嶌教輝

アルゼンチン共和国のために
フォリー

附属書Ⅰ　第七条1(a)に規定する分野、小分野又は事項

日本国	アルゼンチン共和国
一　農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であって、附属書Ⅱの日本国の表の留保事項七に規定するものを除く。）	一　化学工業生産品製造業 二　金融業及び保険業 一に特定する分野、小分野又は事項については、第三条1に定める待遇（最恵国待遇）が与えられる。
二　銀行業	
三　熱供給業	
四　電気通信業及びインターネット付随サービス業	
五　医薬品製造業	
六　皮革製造業及び皮革製品製造業	
七　船舶の国籍に関する事項	
八　鉱業	
九　石油業	
十　警備業	
十一　航空運輸業（空港及び空港運営サービスへの投資であって、附属書Ⅱの日本国の表の留保事項十一に規定するものを除く。）	
十二　貨物利用運送事業	
十三　鉄道業	
十四　道路旅客運送業	
十五　水運業	
十六　上水道業 二から十まで、十三、十四及び十六に特定する分野、小分野又は事項については、第三条1に定める待遇（最恵国待遇）が与えられる。	

附属書Ⅱ　第七条3に規定する適合しない措置

1　締約国の表は、当該締約国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することができる特定の分野、小分野又は活動について、第七条3の規定に従って記載するものである。

(a)　第二条

(b)　第三条